国有財産の一般競争入札（期間入札）のご案内

1. はじめに

(1) 入札の参加にあたっては、この「国有財産の一般競争入札案内書」を熟読のうえご参加ください。

(2) 入札は、郵送又は持参により入札関係書類を提出して行う方法となります。

(3) **物件は、現状有姿（あるがままのすがた）での引渡しとなります。したがって、当該土地に設置されている鋼管柵、現地看板のほか、その他工作物や樹木等が存在する場合であっても、そのままの引渡しとなります。**

入札参加者は、北海道財務局ホームページ掲載の案内図、建物内部見学会等により、必ず現地をご確認いただき、諸規制の状況等も事前調査のうえ、入札にご参加ください。なお、現地には駐車スペースがない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

また、工作物や樹木の越境等については、主なものを概要図に記載していますが、**現況と相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。**

2. 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」をご覧ください。

※ 上記入札物件については、入札中止となる場合があります。その場合、入札参加に要した費用（調査費、入札保証金振込手数料等）の補償はできませんのであらかじめご了承願います。

3. 競争参加者に必要な資格

次に掲げる者以外の方であれば、参加できます。

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者

(2) 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

（注） 予算決算及び会計令、国有財産法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を参照願います。

また、非居住者（外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう）であっても入札に参加できます。

ただし、非居住者が落札者となった場合で、外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

4. 入札にあたって付す条件

入札物件の売買契約には、次の条件が付されます。以下の(1)及び(2)の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、以下の(1)及び(3)の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除します。

以上をご承知のうえ、入札にご参加ください。

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき、公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定される者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 実地調査等

① 国は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 落札者の適格条件

落札者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

5. 入札説明等

下記物件についてのみ現地説明会・建物内部見学会（事前予約制）を行いますので、参加を希望する場合は、下記物件の所在地を管轄する財務局、各財務事務所・出張所の契約担当課（「12.契約の締結等」(6)を参照。以下、「契約担当課」という。）へ、期日までにお申し込みください。但し、期日までにお申し込みがない場合は現地説明会を行いません。

◎現地説明会・建物内部見学会の日時及び場所（下記物件のみ実施します）

【物件番号 2番、23番、26番、33番、36番、52番】

・日時：日程等については、物件調書に記載しています。

・場所：入札物件所在地（現地集合）

※ 見学を希望する場合は、事前に申込みが必要ですのでご注意願います。

※ 申込者は見学会の開始時刻までに必ず集合してください。また、現地に駐車スペースがない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

上記物件以外の物件について、現地の確認及び供給処理施設の状況や各種法令に基づく諸規制等の関係機関への照会等は、入札参加者ご自身により必ず事前調査を行ってください。

なお、概要図には工作物や樹木など主なものを記載していますので、現地確認の際の参考としてください。また、次に掲げる点や諸規制の状況等にもご留意ください。

① 現況地目は、登記簿地目ではなく、その物件の現況の地目を記載しています。

② 土地の面積については、物件の実測面積を記載しています。

③ 建物の面積（建築面積、延床面積）は、建築基準法上の面積とは異なる場合があります。

④ 「接面道路の状況」欄では、「建築基準法」を省略して、「法」と記載しています。

⑤ 電気については、接面道路に配線がない場合でも引込可能である場合には、「有」と記載しています。また、上水道・下水道・都市ガスの配管が接面道路の反対車線側にある場合にも「有」と記載しています。

⑥ 複数の道路に接面している物件について、その一方にしか上水道・下水道・都市ガスの配管がない場合であっても「有」と記載しています。

⑦ 上水道にあっては配水管本管、下水道にあっては公共汚水桝、都市ガスにあっては本管と建物を結ぶための工事費（加入金・諸経費を含む）は、自己負担となります。

⑧ 各種供給処理施設（上水道、下水道、都市ガス、電気等）の使用にあたっては、そのほとんどが現時点で使用されていないため、原則として使用できないものとして取り扱っています。実際の使用の可否、上水道給水加入金の要否等については、入札参加者ご自身により事前調査を行ってください。

⑨ 上水道・下水道・都市ガスの引き込みを行う場合で、道路の舗装、インターロッキング、ロードヒーティング等を復旧するための費用、街路樹の移動や縁石の切り下げ工事に要する費用は、原則として原因者の負担となります。また、道路管理者が工事内容を制限することや工事の許可をしない場合が

あります。

⑩　上水道・下水道・都市ガスの供給については、平均的な需要を超える場合には、供給が不可能又は工事費の大半が原因者負担となる場合があります。

⑪　下水道の公共汚水桝は、管理者の所有物となりますが、道路敷地に設置されている場合と宅地内に設置されている場合があります。また、一つの公共汚水桝を隣接する宅地と共同で利用する場合もあります。

6. 特約条項及び資料の閲覧について

入札参加者は、売買物件が物件調書等記載の内容であることを了承したうえで、応札していただくことになります。**また、地下埋設物、土壌汚染等の調査結果資料を閲覧に供している物件もありますので、物件を管轄する契約担当課において、閲覧資料を必ずご確認ください。閲覧しなかったことを理由に、応札後に異議を唱えることは出来ません。**

なお、契約書において以下の特約条項が付されます。

（特約条項）

第〇条　乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙１）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

7. 契約不適合責任について

(1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に**物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかに契約担当課までお申し出ください。**

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が契約不適合にあたると判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行った上で、国（原因者を含む。）又は買受人において地下埋設物、土壌汚染等の是正を行います。

なお、物件調書等に記載された地下埋設物、土壌汚染等については、契約不適合に該当しません。

また、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると国が認める費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

（注）挙証資料とは、以下の資料をいいます。

- 地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）
- 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）
- その他国が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共工事等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することにあらかじめご了承願います。

③ さらに、費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません（国有財産売買契約書（案）の契約不適合責任に関する契約条項を参照）。

④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承願います。

(3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、

売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

8. 入札受付期間及び開札の日時・場所

(1) 入札受付期間、場所

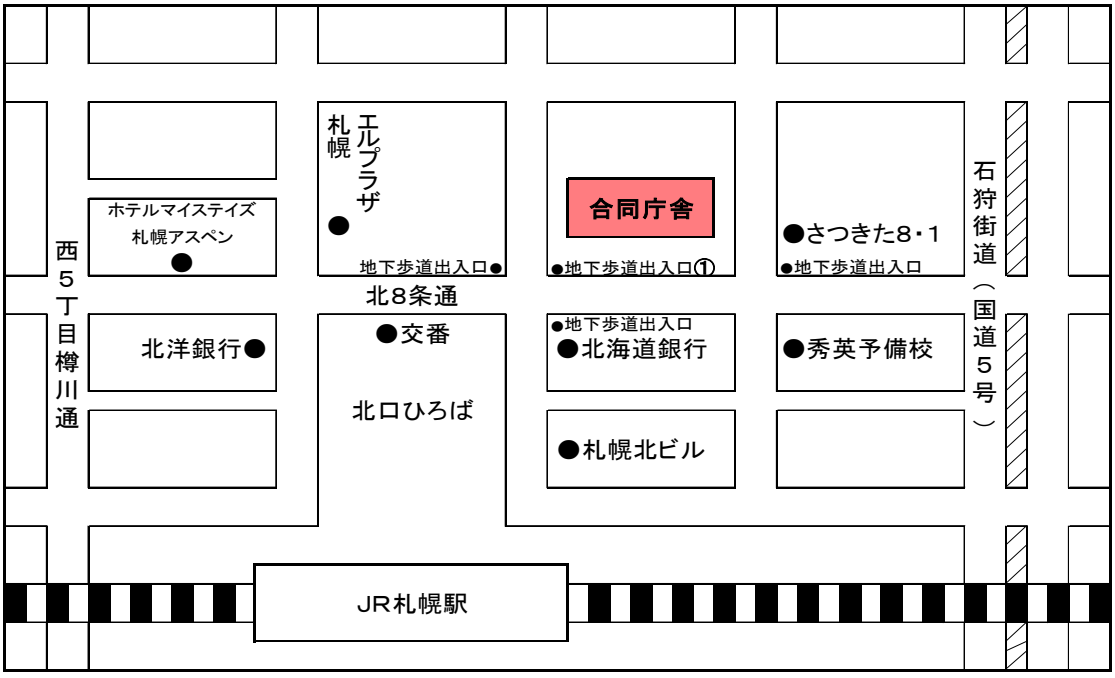
期 間 **令和8年11月30日(月曜日) 9時から**
令和8年12月11日(金曜日) 17時まで(必着)

場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官
TEL 011－709－3106 (直通)

(注1) 土・日曜日及び祝日の受付は行いません。
(注2) 各財務事務所・出張所での受付は行いません。
(注3) 受付期間を過ぎた場合、入札は無効となりますので、郵送の場合は特にご注意願います。

(2) 開札日時、場所

日 時 **令和9年1月7日(木曜日) 9時30分から**
場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 2階 講堂
(最寄駅:JR「札幌」駅、地下鉄「さっぽろ」駅 (札幌駅北口地下歩道①番出入口)
※駐車場は混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用願います。



- 入場受付は9時から行います。
- 入札者及びその関係者のみ開札会場へ入場できます(「9.入札の手順」(9)の受付票が必要となります)。
- 開札結果は文書により入札者全員に通知するとともに、後日、北海道財務局のホームページに入札の実施結果(応札者数、落札・不調等の別)を公表します。

9. 入札の手順

(1) **必要書類の入手**

下記の入札関係書類を、北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官、各財務事務所・出張所の

管財課（「18.北海道財務局・財務事務所・出張所のご案内」を参照。）に請求してください。
なお、北海道財務局ホームページに記載の「お申し込みフォーム」から請求することもできます。

- 入札書
- 入札書提出用封筒（ピンク色）
- 振込依頼書（兼入金伝票）　3枚複写
- 入札保証金提出書　2枚複写
- 郵送用封筒（茶色）
- 役員一覧【法人による入札参加の場合に必要】

紙媒体で
お渡しします。

- 共有者一覧表【3名以上の共有名義（代理人含む）の場合に必要】
- 委任状【代理人による入札参加の場合に必要】

必要な場合には、
北海道財務局
ホームページから
取得してください。

⑵ **入札する金額を決める**

入札に参加される方ご自身の判断で、入札金額を決めてください。

入札物件一覧表の「物件番号 26番、33番、36番、52番」は、最低売却価格に消費税及び地方消費税相当額が含まれていますので、入札金額はこれらを含めた金額を記入してください。

なお、上記物件については、契約締結の際、国が算定した消費税及び地方消費税相当額を契約書に記載します。

⑶ **入札保証金を振り込む**

- **入札する金額の 5%以上（円未満切上）の金額**を予め指定の口座に振り込んでいただきます。（最低売却価格の 5%以上ではありません。）

例えば、最低売却価格 700 万円の物件に対し 1,000 万円で入札しようとする場合、5%以上の入札保証金が必要となりますので、50 万円以上の金額を振り込むこととなります。

- 振り込みには『振込依頼書（兼入金伝票）』（3枚複写）に必要事項を記入し、最寄りの金融機関**（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）**から指定口座へ振り込んでください。**（金融機関の受領印なきものは無効となりますので、ATM、インターネットバンキングによる振り込みはできません。）**
- 振込手数料は入札参加者の負担となります。また、入札保証金に利息は付しません。
- 複数物件の入札に参加しようとする場合には、物件ごとに入札保証金を振り込んでいただきます。

⑷ **入札保証金提出書を作成する**

- ⑶で金融機関の窓口から入札保証金を振り込みますと、受領印を押印した『保管金受入手続添付書』（2枚目）、『振込金（兼手数料）受取書』（3枚目）が返却されます。
- 2枚目の『保管金受入手続添付書』を『入札保証金提出書』（2枚複写）の2枚目『入札保証金振込証明書』に貼付してください。3枚目の『振込金（兼手数料）受取書』は、入札参加者の保管用です。
- 『入札保証金提出書』に必要事項を記入してください。特に返還先欄は、入札保証金を還付する際に必要ですので、お間違えのないように正確に記入願います。
- また、共有名義で入札に参加される場合は、共有者全員の持分と住所・氏名・性別・生年月日を記入してください。なお、3名以上の共有名義（代理人含む）で入札される場合は、『共有者一覧表』を『入札保証金提出書』及び『入札保証金振込証明書』それぞれに添付してください。

（注）『入札保証金提出書』の記載においては、入札者の住所・氏名及び入札保証金額（振込金額）の誤記、入札者の性別・生年月日等の記載漏れがないよう、特にご注意ください。

法人による入札の場合は、上記のほか『役員一覧』の提出が必要となりますので、記載漏れ及び提出漏れがないよう併せてご注意ください。（提出がない場合は、入札は無効となります。また、法人の登記事項証明書で代用することはできませんのでご注意ください。）

また、『役員一覧』には、法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）に記載されている役員全員（監査役、支配人を含む）について記載してください。

⑸ **入札書を作成する**

・ 『入札書』に⑵で決めた入札金額、入札者の住所・氏名等必要事項を記入してください。共有名義で入札に参加される場合は、共有者全員の持分と住所・氏名を記入してください。なお、3名以上の共有名義（代理人含む）になる場合は、『共有者一覧表』を添付してください。

・ 入札金額等を訂正した『入札書』は、無効となりますのでご注意ください。また、入札保証金の20倍の金額（入札限度額）を超える金額を記入した場合も無効となります。

・ その他、本案内書の「入札要領」において、無効となる場合を規定していますので参照してください。

・ 『入札書』の提出後は、その事由のいかんにかかわらず、入札を取り消すことや『入札書』の記載内容の変更はできませんので、金額や物件番号等記載内容をよく確認してください。

⑹ **入札書を入札書提出用封筒に入れる**

『入札書提出用封筒』（ピンク色）に⑸で作成した『入札書』のみを入れ、封をしてください。

⑺ **入札書提出用封筒と入札保証金提出書を郵送用封筒に入れる**

『郵送用封筒』（茶色）に⑷の『入札保証金提出書』と⑹の『入札書提出用封筒』を入れ、裏面に必要事項を記入のうえ封をしてください。

⑻ **簡易書留郵便で郵送するか北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官に持参する**

・ 郵送される場合は、必ず簡易書留郵便でお願いします。入札受付期間内に到着しなかった『入札書』は無効となりますので、余裕をもって発送してください。

・ 持参される場合は、土・日曜日及び祝日を除く9時から12時まで、13時から17時までに来庁願います。

・ 到着した入札関係書類に不備等が発見された場合には是正を求め、入札受付期間内に是正されなければ無効となります。

⑼ **受付票を受け取る**

・ 受付期間満了後に、物件番号、受付番号及び入札者名を記載した『受付票』を郵送します。

・ 開札に参加される場合は、『受付票』で入札参加者及び関係者か確認しますので持参をお願いします。

（注）『受付票』を持参しなかった場合は入場の際、身分証明書を確認させて頂くことがございます。

⑽ **その他**

① **売買契約における買主及び所有権移転登記の名義人は、落札者となります。落札した権利の譲渡等はできません。**

② 代理人が入札する場合は、委任者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を添付した『委任状』が必要となります。ただし、**入札に必要な書類のすべてを本人が記入し、本人以外の者が書類の持参のみを行う場合には、代理人には該当しません**ので、『委任状』の添付及び『入札書』の代理人欄の記入は不要です。

なお、委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要となります。

・ 日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明

・ 外国人・法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付）

（注） 日本語訳は誰が行っても構いませんが、訳文の下に訳者の記名が必要となります。

③ 落札者以外の入札保証金は、⑷で作成する『入札保証金提出書』に記載された口座に振り込む方法で還付します。

④ 落札者の入札保証金は、契約締結までの間、国が預かります。

（注） 入札保証金を振り込んだ後、『入札書』を提出しなかった場合、入札保証金の還付を受けるためには、入札保証金提出者等（振込金返還請求者）が振込みをした金融機関に対して組戻手続をしなければなりません。詳細については、第2統括国有財産管理官までお問い合わせください。

10. 入札の無効

「入札要領」第 8 条の規定に該当する入札は、無効となります。

11. 落札者の決定方法

開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高金額の入札をした者をもって落札者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札をした者が、警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨を通知します。

なお、入札参加資格の確認を行った結果、「入札要領」第 8 条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る）のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。当該入札参加者が開札に出席していない場合は、国の指定した者にくじを引かせて落札者を決定します。

また、落札者となる同価の入札者の中に落札候補者がいる場合は、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、くじ引きを留保します。

※ 落札決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金を返還することができません。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合は、入札保証金を返還します。また、開札の結果は、落札決定を留保した物件を除き、会場において最高入札金額及び落札した者の受付番号を発表するほか、文書により該当物件の入札者全員に通知します。

12. 契約の締結等

(1) **売買契約の締結は、令和9年2月8日（月曜日）までとします。**期限までに契約を締結しない場合には落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになりますのでご注意ください。

ただし、「11.落札者の決定方法」により入札参加資格の確認に時間を要することとなった場合、落札者に係る契約締結期限については、別途通知することとします。

(2) 落札者は、印鑑証明書及び個人にあっては住民票抄本**（個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限る。）**、法人にあっては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）を契約担当課に速やかに提出していただきます。共有名義で落札された場合には、共有者全員の印鑑証明書等の書類のほか、共有持分を記載した書類も併せて提出願います。

(3) 落札者には、契約締結の際、「4.入札にあたって付す条件」(1)及び(3)の条件に違反しない旨の「誓約書」を提出していただきます。期限までに、誓約書を提出のうえ契約しない場合は、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんのでご注意ください。

(4) 売買代金の支払方法等により、契約書式が異なります。「13. 売買代金の支払方法」と併せて契約条項を確認してください。

(5) 売買代金以外にも、**売買契約書(国が保管するもの１部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります**ので、併せてご用意ください。

(6) 落札者との売買契約の手続きにつきましては、物件の所在する地域を管轄する契約担当課で行います。詳細は、開札結果通知とともに送付します「売買契約のご案内」をご参照ください。

契約担当課は、次のとおりです。

物件番号　1～2	北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官 札幌市北区北８条西２丁目　札幌第1合同庁舎 10 階 電話 011-709-3106(直通)
物件番号　3～21	北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 札幌市北区北８条西２丁目　札幌第1合同庁舎 10 階 電話 011-709-2311 物件番号 3、14、16～20　: 内線番号(4476) 物件番号 4～13、15　: 内線番号(4475) 物件番号 21　: 内線番号(4479)
物件番号　22～31	函館財務事務所 管財課 函館市美原３丁目４番４号　函館第２地方合同庁舎１階 電話 0138-47-8445(代表)
物件番号　32～41	旭川財務事務所 管財課 旭川市宮前１条３丁目３番 15 号　旭川地方合同庁舎　東館４階 電話 0166-31-4151(代表)
物件番号　42、43、45～47	釧路財務事務所 管財課 釧路市幸町 10 丁目３番地　釧路地方合同庁舎９階 電話 0154-32-0701(代表)
物件番号　48	帯広財務事務所 管財課 帯広市西５条南８丁目　帯広第２地方合同庁舎　５階 電話 0155-25-6381(代表)
物件番号　49～54	小樽出張所 管財課 小樽市港町５番２号　小樽地方合同庁舎３階 電話 0134-23-4103(代表)
物件番号　55～62	北見出張所 管財課 北見市青葉町６番８号　北見地方合同庁舎３階 電話 0157-24-4167(代表)

13. 売買代金の支払方法

※【物件番号　12番、13番、26番、27番、28番、29番、36番、38番、42番】の物件
他省庁所管の財産のため、支払方法は、下記②の方法に限りますのでご注意ください。

※上記以外の物件の支払い方法は以下のとおりです。

売買代金の支払方法は次の二通りあります。いずれの方法によるかは、後日、当局から落札された方へお渡しする「連絡メモ」を提出する際にお申し出ください。

①　売買契約締結と同時に全額を納付していただく方法

入札に際し納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、契約締結日には、売買代金と入札保証金との差額をご用意ください。

②　売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法

売買代金（落札価格）の1割以上（円未満切上）を契約保証金として納付していただき、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により、**売買契約締結の日を含めて20日以内に支払っていただきます。**（売買契約締結の日を含めて20日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。）

入札に際し納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、契約締結の際には契約保証金と入札保証金との差額をご用意ください。

売買代金と契約保証金との差額が20日以内に支払われなかった場合には、契約保証金は、国庫に帰属することになりますのでご注意ください。

（注） 売買代金の分割納付はできません。

14. 所有権の移転等

(1) **売買代金が全額納付されたときに所有権の移転**があったものとし、物件を引き渡したものとします（現地での引渡しは行いません）。なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

(2) 現地に設置されている鋼管柵等は、上記(1)と同様、売買代金が全額納付されたときに引き渡したものとします。

(3) 所有権の移転登記は、売買代金が全額納付されたことを確認した後、国が行います。また、登記は売買契約の買受人名義（入札書に記載された名義）で行います。

未登記の建物については、国において登記手続きは行いません。建物の表題登記及び所有権保存登記が必要なときは、買受人において登記を申請してください。

その際に発生するすべての費用（図面作成等）については、買受人の負担となります。

※ 所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には、あらかじめ物件の所在する地域を管轄する各契約担当課にご相談ください。

（注） 物件の引渡しは、現状有姿で行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。

15. 不調物件に係る先着順の売却

落札に至らなかった物件及び落札後契約に至らなかった物件については、「すぐに購入できる物件」として、先着順により売却を行う予定です。ただし、物件によっては、先着順の売却を行わない場合もあります。詳細については、後日、北海道財務局ホームページでお知らせします。

なお、買受希望者については、「入札要領」第８条の規定を準用し、買受資格の確認を行います。

16. 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに北海道財務局のホームページにおいて公表します。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北海道財務局のホームページにおいて公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚

染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

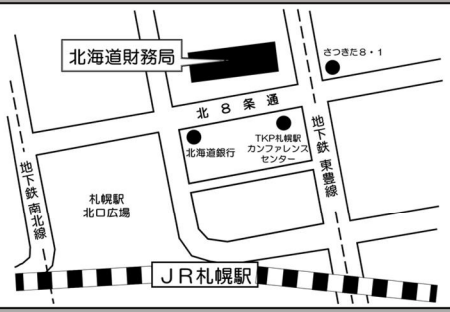
(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

17. 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報を提供します。

18. 北海道財務局・財務事務所・出張所のご案内

北海道財務局

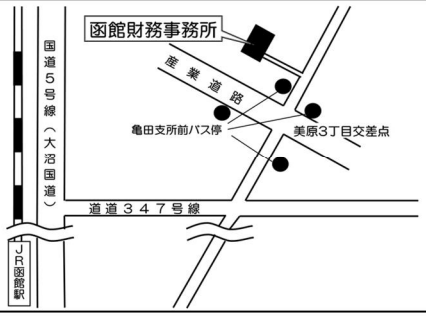


〒060-8579
札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎 10 階

管財部　第２統括国有財産管理官
電話：（011）709-3106（直通）

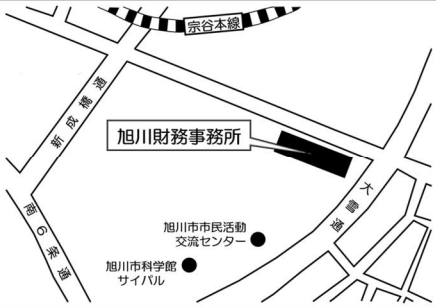
管財部　第３統括国有財産管理官
電話：（011）709-2311（内線 4475、4476、4479）

函館財務事務所



〒041-0806
函館市美原３丁目４番４号　函館第２地方合同庁舎１階
電話：(0138) 47-8445

旭川財務事務所



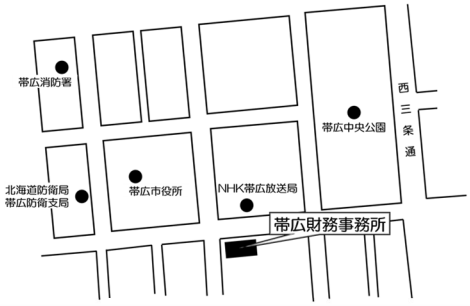
〒078-8503
旭川市宮前１条３丁目３番 15 号　旭川地方合同庁舎
東館４階　電話：(0166) 31-4151

釧路財務事務所



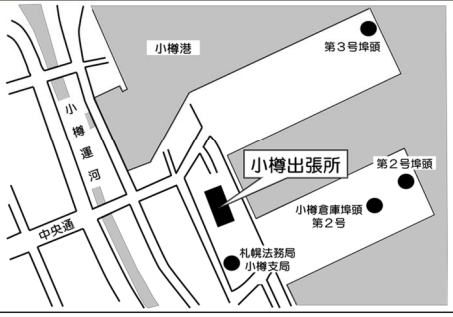
〒085-8649
釧路市幸町 10 丁目３番地　釧路地方合同庁舎 ９階
電話：(0154) 32-0701

帯広財務事務所



〒080-0015
帯広市西５条南８丁目　帯広第２地方合同庁舎　５階
電話：(0155) 25-6381

小樽出張所



〒047-0007
小樽市港町５番２号　小樽地方合同庁舎 ３階
電話：(0134) 23-4103

北見出張所



〒090-0018
北見市青葉町６番８号　北見地方合同庁舎 ３階
電話：(0157) 24-4167